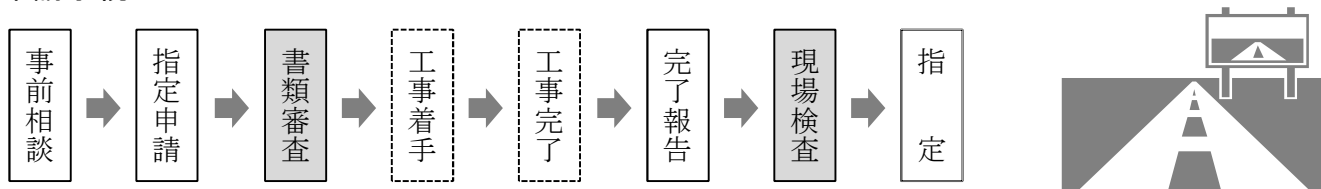


建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路位置指定申請 (概要)

土地を建築物の敷地として利用する場合、建築基準法上の道路に接していなければならない。
⇒ 一定の基準に適合する道を築造し、同法上の道路として知事から指定を受ける制度。

■ 申請手続



■ 申請に必要な図書

正本 1 部、副本 1 部、写し 1 部 (又は 2 部) を協議窓口へ提出してください。

- ・ 申請書 (第 15 号様式)
- ・ 委任状
- ・ 承諾書*
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 関係法令に基づく許可書等
- ・ 登記事項証明書
- ・ 附近見取図
- ・ 地籍図
- ・ 平面図
- ・ 横断面図及び縦断面図
- ・ 隅切、側溝、擁壁等詳細図
- ・ 排水計画平面図
- ・ 官民有地境界確定図
- ・ 公 図
- ・ 求積図
- ・ 現況写真及び撮影方向図
- ・ その他

※ 平成 29 年 4 月 1 日受付分からは、道路に接する土地の所有者の承諾が必要になります。

■ 申請手数料

1 件につき 51,000 円

■ 技術基準

建築基準法施行令第 144 条の 4 による

■ 注意事項

- 道路位置指定を受けて土地利用を図ることのできる区域は都市計画法に基づく開発許可の対象とならない面積の土地に限られるため、事前に開発に係る協議を行ってください。
- 指定にあたっては、京都府への申請のほか、別途、申請地の市町との協議が必要です。
- 道路となる部分は、地目を「公衆用道路」に変更の上、登記が必要となります。

※ 上記のほか、詳細は別冊『道路位置指定の手引き』(URL)をご確認ください。

URL : <http://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/ichishitei.html> (平成 29 年 3 月 10 日掲載)

■ 協議窓口一覧

申請地	窓 口	所在地	連絡先
向日市、長岡京市、大山崎町	乙訓土木事務所 建築住宅課	向日市上植野町馬立 8	075-931-2478
城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	山城北土木事務所 建築住宅課	京田辺市田辺明田 1	0774-62-2246
木津川市、精華町	山城南土木事務所 建築住宅課	木津川市木津上戸 18-1	0774-72-9521
亀岡市、南丹市、京丹波町	南丹土木事務所 建築住宅課	南丹市園部町小山東町藤ノ木 21	0771-62-0364
舞鶴市、綾部市	中丹東土木事務所 建築住宅課	綾部市川糸町丁畠 10ノ2	0773-42-8785
福知山市	中丹西土木事務所 建築住宅課	福知山市篠尾新町一丁目 91	0773-22-5144
宮津市、京丹後市、与謝野町	丹後土木事務所 建築住宅課	宮津市宇吉原 2586-2	0772-22-2703

■申請書の記入例

第15号様式（第17条関係）

道路の位置の **指 定** 申請書
指定変更
指定取消

建築基準法施行細則第17条第1項の規定により、建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の **指 定** **指定変更** を申請します。
指定取消

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 元年 7月 1日

●●土木事務所長 様

申請者氏名 京都 太郎
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 築造主	(1) 氏名	京都 太郎		
	(2) 住所	〒 123 - 4567 京都府●●市●●町123-4		
	(3) 電話番号	075 - 123 - 4567		
2 設計者	(1) 資格	(一級) 建築士 (大臣) 登録第 123456 号		
	(2) 氏名	京都 花子		
	(3) 建築士事務所名	(一級) 建築士事務所 (京都府) 知事登録第 12345 号 ●●(株) 事務所		
	(4) 建築士事務所の所在地又は設計者の住所	〒 234 - 5678 京都府●●市●●町234-5		
	(5) 電話番号	075 - 234 - 5678		
3 工事施工者	(1) 氏名	代表取締役 京都 花太郎		
	(2) 営業所名	建設業の許可(京都府知事登録(般-12))第 345678 号 ●●(株)		
	(3) 営業所の所在地	〒 345 - 6789 京都府●●市●●町345-6		
	(4) 電話番号	075 - 345 - 6789		
4 指定を受けようとする道路の敷地となる土地の地名地番	京都府●●市●●町456-7			
5 用途地域等	第一種住居地域	6 防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input checked="" type="checkbox"/> 指定なし	7 その他の区域、地域、地区又は街区
				法第22条区域
8 都市計画道路	有 (無)		9 土地区画整理地区名	●●土地区画整理地区
10 指定を受け、又は変更し、若しくは指定の取消しをしようとする道路	幅員	延長	合計	11 明示方法
	6.0 m	33.2 m	総延長	12 その他必要な事項
	7.0 m	11.2 m	44.4 m	鉄筋コンクリートL型側溝による。 道路面積 249.3㎡ 宅地面積 239.8㎡ 総面積 489.1㎡
13 工事着手予定年月日	令和元年10月1日		14 工事完了予定年月日	令和2年3月1日

図面作成者が建築士以外である場合は、2欄(1)及び(3)の登録番号欄は記入不要

登記事項証明書に記載されているものを略さず記入

- 注 1 申請書の名称及び本文は、「指定」、「指定変更」、「指定取消」のいずれかを示す。
 2 築造主の数が2以上のときは、1の欄は必要事項を記入した書面を添付してください。
 3 2の欄は、指定を受け、又は変更し、若しくは取消しをしようとする道路について記入してください。
 4 2の(3)の欄は、設計者が建築士事務所に属している場合にのみ記入してください。
 5 6の欄は、該当する□(道路の敷地が2以上の区分にわたるときは、該当する全ての□)にレ印を付けてください。
 6 7の欄は、6の欄に掲げる地域以外で、該当する区域、地域、地区又は街区(道路の敷地が2以上の区域等にわたるときは、該当するそれぞれの区域等)を記入してください。
 7 8の欄は、該当するものを○で囲んでください。

異なる幅員ごとに、その延長を記入(小数第2位を四捨五入)